

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項及び第百十三条第一項第五号の規定に基づく本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成三十年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙の期日 平成三十年九月三十日
- 二 選挙すべき議員の数 一人

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

平成三十年九月三十日執行の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成三十年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙長

本宮市稲沢字下喜多八十六番地 菊地 恵和

選挙長の職務を代理すべき者

本宮市糠沢字久保内百四十四番地二 柳内 正美

福島県選挙管理委員会告示第六十九号

平成三十年九月三十日執行の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成三十年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙長の事務を取り扱う場所

本宮市本宮字舞台三十三番地 本宮第一中学校体育館第一・二会議室

立候補の届出を受理する場所

本宮市本宮字万世二百十二番地 本宮市役所大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十号

平成三十年九月三十日執行の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成三十年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

届出を受理する場所

本宮市本宮字舞台三十三番地 本宮第一中学校体育館第一・二会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

平成三十年九月三十日執行の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選

挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成三十年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 本宮市本宮字万世二百十二番地 本宮市役所大会議室
- 二 日時 平成三十年十月二日午前十時

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

平成三十年九月三十日執行の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成三十年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 平成三十年九月二十一日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

平成三十年九月三十日執行の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。

平成三十年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

掲示開始日 平成三十年九月二十一日